

建築物省エネ法における軽微な変更

A 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更

- ・建築物の高さ又は外周長の減少
- ・外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少
- ・空調負荷の軽減となる外皮性能の変更
- ・設備機器の効率向上・損失低下となる変更
- ・設備機器の制御方法等の効率向上・損失低下となる変更
- ・エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又増設

B 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更

変更前のエネルギー消費性能が基準値より1割以上高い建築物について、変更後の各設備のエネルギー消費性能の低下が1割以内に収まるものとして以下に該当する変更

○空気調和設備

次の(い)又は(ろ)のいずれかに該当し、これ以外の事項については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更。

- (い) 外壁の平均熱貫流率について5%を超えない増加、かつ、窓の平均熱貫流率について5%を超えない増加
- (ろ) 熱源機器の平均効率について10%を超えない低下

○機械換気設備

評価対象となる室用途毎に、次の(い)又は(ろ)のいずれかに該当し、これ以外の事項については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更。

- (い) 送風機の電動機出力について10%を超えない増加
- (ろ) 計算対象床面積について5%を超えない増加(室用途が「駐車場」、「厨房」である場合のみ)

○照明設備

評価対象となる室用途毎に、次の(い)に該当し、これ以外の事項については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更。

- (い) 単位床面積あたりの照明器具の消費電力について10%を超えない増加

○給湯設備

評価対象となる湯の使用用途毎に、次の(い)に該当し、これ以外の事項については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更。

- (い) 給湯機器の平均効率について10%を超えない低下

○太陽光発電設備

次の(い)又は(ろ)のいずれかに該当し、これ以外の事項については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更。

- (い) 太陽電池アレイのシステム容量について2%を超えない減少
- (ろ) パネルの方位角について30度を超えない変更、かつ、傾斜角について10度を超えない変更